

## 参 考 资 料 集



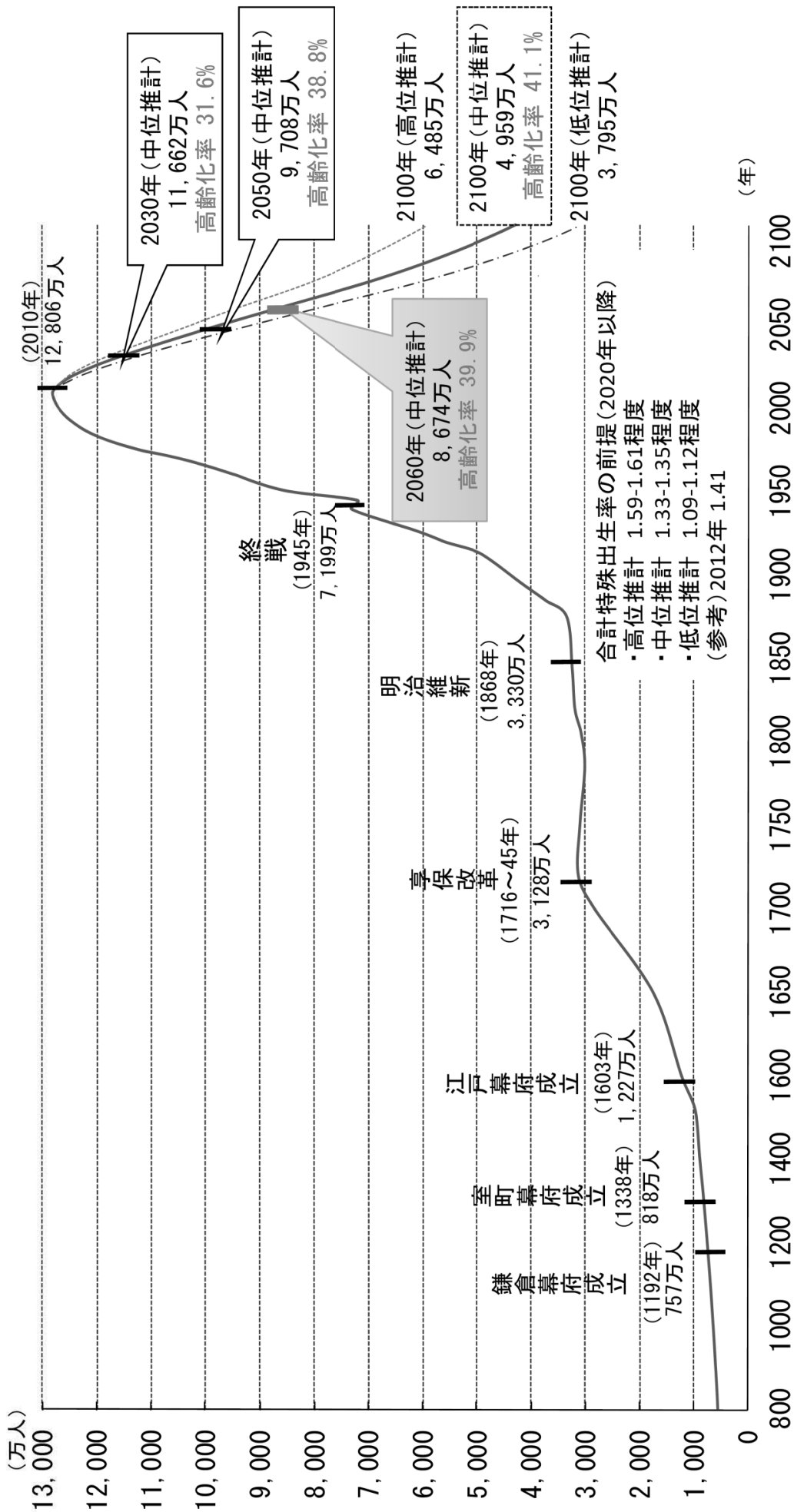
— 参考資料 —

1	我が国における総人口の長期的推移	41
2	最近の地方議会に関する制度改正の概要（地方分権一括法（H11）以降）	42
3	地方議会の運営の実態	45
4	当初予算編成に生かした決算審議（京都府議会）	48
5	招集権の改正の経緯について	49
6	町村総会について	50
7	地方議員を対象とする研修の状況	51
8	地方議会議員の概況（職業別、性別、年齢別）	52
9	地方議会における女性議員の割合の推移	54
10	地方議会議員数の推移	55
11	統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移	56
12	労働者や公務員の立候補等に関する規定	57
13	夜間・休日等議会の開催状況	58
14	地方議会の会期のあり方の見直し（基本イメージ）【24年地方自治法改正】	59
15	通年会期を採用している団体の状況	60
16	地方議会の議員の概況（所属党派別の状況）	61
17	地方議会における会派及び所属党派の状況	62
18	統一地方選挙における投票率の推移	63
19	地方議会の議員～議員の選出～	64
20	都道府県議会議員の選挙区設定の見直しの概要	65
21	都道府県議会議員の選挙区の定数分布状況	66
22	中核市の議員定数	67
23	特例市の議員定数	68
24	市町村議会議員選挙で選挙区を設けている団体	69
25	議会活動の情報発信の取組状況	70
26	「公聴会」の活用一覧（H21～23年度）	71
27	「専門的事項に係る調査」の活用一覧（H21～23年度）	72
28	議会基本条例における説明責任の類型	73
29	第28次地方制度調査会答申（抄）（平成17年12月）	74
30	第29次地方制度調査会答申（抄）（平成21年6月）	76



# 我が国における総人口の長期的推移

○ 現状が継続することを前提とすると、2100年には日本の総人口は5千万人弱まで減少し、明治末頃の人口規模になる見込み。この変化は、千年単位でみても類をみない、極めて急激な減少。



## 最近の地方議会に関する制度改革の概要①（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	内容
平成11年 (地方分権一括法)	条例制定権の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関委任事務の廃止に伴い、現行制度と同様「法令に反しない限り」全ての事務について条例を制定することができることとされた。</li> </ul>
	百条調査権の対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあっては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあっては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務に調査権が及ぶこととされた。</li> </ul>
平成12年 (地方自治法改正) ※議員立法	議案の提出要件及び修正動議の発議要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案の提出要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改めることとされた。</li> </ul>
	議員定数の法定定数の廃止 (条例制定数制度の導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。</li> </ul>
	市区町村議会に係る議員定数の人口区分の大括り化と上限数の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた。(18区分から11区分に変更)</li> <li>2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人～2人ずつ減少させることとされた。</li> </ul>
	国会に対する地方議会の意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。</li> </ul>
	政務調査費制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。</li> </ul>
	常任委員会の数の制限の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。</li> </ul>

## 最近の地方議会に関する制度改革の概要②(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容
平成14年 (地方自治法改正)	議員派遣制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。</li> </ul>
平成16年 (地方自治法改正)	定例会の招集回数自由化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとされた。</li> </ul>
平成18年 (地方自治法改正)	専門的事項に係る調査制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた。</li> </ul>
	議長への臨時会の招集請求権の付与、招集時期の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> <li>・ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> <li>・ 長は、請求があった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないこととされた。</li> </ul>
	委員会制度の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。</li> <li>・ 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議事に議案を提出することができることとされた。</li> </ul>
	専決処分要件の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がない」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化することとされた。</li> </ul>

## 最近の地方議会に関する制度改革の概要③（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	内容
平成20年 (地方自治法改正) ※議員立法	議会活動の範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。</li> </ul>
	議員の報酬に関する規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。</li> </ul>
平成23年 (地方自治法改正)	議員定数の法定上限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。</li> </ul>
	議決事件の範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができるとされた。</li> </ul>
平成24年 (地方自治法改正)	通年会期制の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。</li> </ul>
	議長への臨時会招集権の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に議長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。</li> <li>・ 議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に議長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。</li> </ul>
	委員会に関する法定事項の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。</li> </ul>
	公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。</li> </ul>
	政務調査費から政務活動費への改正 ※議員修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができることとされた。</li> </ul>



# 地方議会の運営の実態①

	市区										都道府県	
	町村	~5万人	5万人~ 10万人	10万人~ 20万人	20万人~ 30万人	30万人~ 40万人	40万人~ 50万人	50万人~	指定都市	588,667人~ 13,159,388人		
(人) 人口分布	201人~ 53,857人											
(人) 平均議員 定数	12.5	18.3	22.1	26.9	32.5	37.6	40.7	47.1	61.5	58.2		
(人) 議員一人当た りの住民数の 平均	996	1,887	3,159	5,221	7,621	9,096	10,840	12,966	22,033	39,561		
(回/年) 定例会/臨時 会平均開催回 数	(定例会) 4.0 (臨時会) 3.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.7		
(日/年) 年間平均 会期日数	47.5	77.8	86.7	93.7	91.5	88.5	96.4	101.9	114.4	115.3		
(件/年) 年間平均 議案件数	96.1	119.8	128.3	140.6	160.4	184.8	162.7	145.7	271.1	212.8		
[長提出] [議員・委員会提出]	[86.2] [9.9]	[108.1] [11.7]	[114.4] [13.9]	[124.7] [15.9]	[143.6] [16.8]	[161.8] [23.0]	[143.1] [19.6]	[127.7] [18.0]	[242.5] [28.6]	[179.1] [33.7]		
(委員会) 平均委員会 設置数	6.1	7.5	7.7	8.6	9.4	8.9	9.7	12.1	13.3	10.3		
(人) 議会事務局 平均職員数	2.5	4.6	5.9	8.6	13.2	15.8	18.1	20.3	45.1	43.6		

出典：【人 口】平成22年国勢調査 (H22. 10. 1現在)  
 【議員定数】全国都道府県議会議員定数調査 (H25. 7. 1現在)、市議会議員定数に関する調査 (H25. 12. 31現在)、第59回町村議会実態調査 (H25. 7. 1現在)  
 【委員人数】全国都道府県議会議員定数調査 (H25. 7. 1現在)、市議会の活動に関する実態調査 (H25. 12. 31現在)、第59回町村議会実態調査 (H25. 7. 1現在)  
 【事務局職員数】全国都道府県議会議員定数調査 (H25. 7. 1現在)、市議会議員の属性に関する調査 (H25. 8. 1現在)、第59回町村議会実態調査 (H25. 7. 1現在)  
 【その他】都道府県議会定数及び臨時会に関する調査 (H25. 1. 1~12. 31)、都道府県議会定例会及び臨時会における議案数に関する調査 (H25. 1. 1~12. 31)、市議会の活動に関する実態調査 (H25. 1. 1~12. 31)、第59回町村議会実態調査 (H24. 7. 1~H25. 6. 30)

# 地方議会の運営の実態②(H21～23年度)

	都道府県	市区	町村
検査権 (法98条①)	該当なし	帯広市(3)、士別市(16)、にかほ市(3)、高萩市、稲敷市(3)、さいたま市(2)、小田原市、志摩市、米原市、丹波市、五條市、倉吉市、浜田市(3)、周南市、行橋市、宇城市(3)、国東市、日向市(3)、西都市(2) 【19市(48件)】	七飯町(4)、上ノ国町(3)、乙部町(6)、京極町(3)、余市町(6)、東神楽町(2)、足寄町(2)、庄内町(3)、西会津町(2)、播磨町、熊野町(6)、篠栗町、川崎町、吉野ヶ里町、水川町【15町(42件)】
監査請求権 (法98条②)	該当なし	飛騨市、加西市、五條市、新宮市、鳴門市、宮崎市、西都市 【7市(7件)】	滝上町、松島町、古殿町、山中湖村、吉田町、北栄町、篠栗町、水川町 【8町(8件)】
調査権 (法100条①)	長崎県	紋別市、名取市、仙北市、結城市、取手市、稲敷市、栃木市、桐生市、藤沢市、名古屋山、福知山市、東大阪市、三木市、丹波市、生駒市(2)、葛城市、倉吉市、赤磐市、防府市、周南市、美祢市(2)、武雄市、杵築市、枕崎市、石垣市 【25市(27件)】	東神楽町、上小阿仁村(2)、浪江町、宮代町、大磯町、阿久比町、南伊勢町(2)、甲良町、熊取町、大淀町、美咲町、石井町、藍住町、板野町(2)、琴平町、篠栗町、鞍手町、添田町、福智町、上峰町、御船町、水川町、相良村、荅北町【24町(27件)】
公聴会の開催 (法115条の2①、109条⑤)	三重県	龍ヶ崎市、取手市、所沢市、草加市、小金井市、横浜市、木津川市、薩摩川内市、沖繩市【9市(9件)】	浪江町、美咲町【2町(2件)】
専門的事項に係る調査 (法100条の2)	該当なし	陸前高田市、塩竈市、稲敷市、所沢市(2)、横須賀市、高山市(4)、亀山市(2)、福知山市、生駒市、鳥取市、井原市(2)、庄原市、山陽小野田市【13市(19件)】	嵐山町、軽井沢町、阿久比町、仁淀川町 【4町(4件)】
決算不認定 (法96条①3号)	岩手県 福島県	夕張市、仙北市、石巻市、登米市、稲敷市、かすみがうら市、さいたま市、幸手市(2)、佐倉市、国分寺市(3)、狛江市(3)、国立市、千代田区(2)、墨田区、鎌倉市、吹田市、柏原市、岡山市(2)、広島市、防府市(2)、長崎市(2)、玉名市、えびの市、阿久根市、沖繩市【25市区(34件)】	七飯町、森町(3)、遠別町、仁木町、山田町、大衡村、西郷村、湯川村、矢祭町、阿見町、長生村(2)、宮代町、三芳町、大磯町、葉山町(2)、忍野村、南相木村、阿久比町、越前町、甲良町(2)、大山崎町(2)、井出町、平群町、下市町、三朝町、八頭町、北栄町、荻田町、川崎町、東彼杵町(2)、高森町、五木村、多良間村【33町村(40件)】

出典：【決算不認定(平成21、22、23年度会計)】都道府県議会定例会及び臨時会における議案数に関する調査、市議会の活動に関する実態調査(\*一般会計を対象)、町村議会実態調査【その他】総務省「地方自治月報第56号」(平成21年4月1日～平成24年3月31日)

# 地方議会の運営の実態③(H21～23年度)

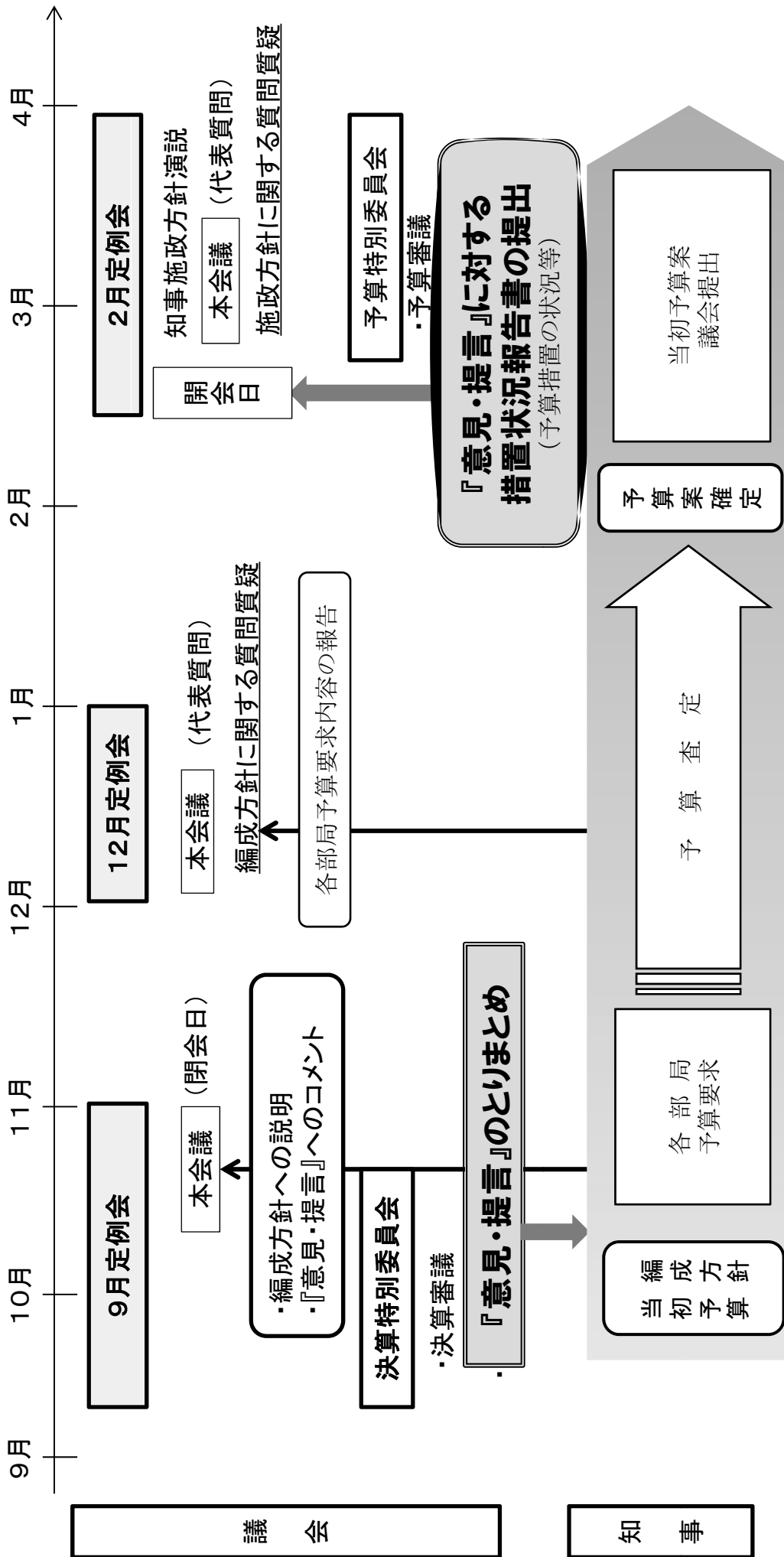
	都道府県	市区	町村
<p>参考人の招致 (法115条の2②、 109条⑤)</p>	<p>北海道(3)、青森県(6)、 岩手県(24)、宮城県(9)、 秋田県(8)、福島県、 茨城県(38)、栃木県(5)、群 馬県(6)、千葉県(5)、東京 都(8)、神奈川県(7)、富山 県(2)、石川県(7)、福井県 (3)、山梨県(2)、長野県(2)、 静岡県(18)、愛知県(11)、 三重県(12)、滋賀県(8)、京 都府(38)、大阪府(5)、兵庫 県(23)、奈良県(24)、和歌山 県(3)、鳥取県(3)、島根県 (9)、広島県(14)、山口県 (5)、香川県(2)、高知県 (10)、佐賀県(5)、長崎県 (64)、大分県、宮崎県(3)、 鹿児島県(22) 【37都道府県 (416件)】</p>	<p>札幌市(4)、帯広市(11)、北見市、留萌市、紋別市(3)、千歳市、富良野市(2)、 盛岡市(2)、宮古市(17)、北上市(2)、一関市(6)、陸前高田市(10)、二戸市(2)、 奥州市、石巻市、塩竈市(2)、岩沼市、登米市(6)、米沢市(9)、福島市(13)、田 村市(2)、南相馬市(2)、常総市、取手市(8)、守谷市、那珂市、筑西市、神栖市 (2)、日光市(9)、館林市、藤岡市(2)、さいたま市(23)、川越市(2)、熊谷市(3)、 川口市(旧鳩ヶ谷市)、所沢市(12)、本庄市、春日部市、草加市(2)、越谷市(14)、 蕨市、入間市、朝霞市(3)、久喜市(4)、北本市(9)、八潮市、富士見市(2)、ふじ み野市(9)、千葉市、市川市(3)、船橋市(2)、松戸市、習志野市(2)、流山市(2)、 我孫子市、白井市(36)、富里市、千代田区(2)、港区、文京区、世田谷区(43)、 荒川区(6)、江戸川区(2)、青梅市、町田市(42)、国立市、東大和市、横浜市 (14)、川崎市(3)、横須賀市(4)、鎌倉市、藤沢市(5)、逗子市、秦野市(3)、南足 柄市、新潟市(8)、三条市(3)、十日町市、五泉市、上越市(5)、佐渡市、魚沼市 (3)、南魚沼市(3)、金沢市、小松市、珠洲市、白山市、甲府市(2)、上野原市、長 野市(16)、茅野市、塩尻市(18)、佐久市、岐阜市(3)、高山市、飛騨市(8)、郡上 市(5)、海津市、三島市、名古屋市(6)、豊川市(3)、津市(3)、四日市市(10)、桑 名市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、大津市(4)、長浜市、甲賀市(4)、京都市、舞鶴 市(4)、綾部市、宇治市(9)、宮津市(2)、亀岡市(5)、京田辺市(2)、京丹後市 (34)、木津川市、守口市(2)、松原市(10)、大東市(8)、和泉市(3)、泉南市、四 條畷市、大阪狭山市(2)、明石市(4)、芦屋市、宝塚市、三木市(2)、高砂市(3)、 加西市(8)、養父市、丹波市(8)、南あわじ市(13)、朝来市(9)、淡路市(2)、宍粟 市(2)、加東市(7)、奈良市(4)、生駒市(3)、香芝市(2)、新宮市(3)、鳥取市(2)、 米子市(7)、倉吉市(3)、大田市(3)、安来市、岡山市(6)、津山市、玉野市、井原 市(4)、新見市、瀬戸内市、赤磐市、庄原市、大竹市、下関市(19)、防府市(9)、 下松市(7)、光市(2)、長門市、周南市(6)、山陽小野田市(9)、鳴門市(26)、さぬ き市、松山市、新居浜市、伊予市(4)、室戸市、宿毛市(2)、土佐清水市(5)、四 万十市(2)、筑後市、行橋市(5)、春日市(3)、太宰府市、宮若市(8)、佐賀市(3)、 伊万里市(4)、長崎市(38)、諫早市、平戸市、杵崎市(5)、西海市、雲仙市、熊本 市(3)、玉名市、菊池市(4)、宇土市、合志市、佐伯市(4)、国東市(2)、都城市 (3)、小林市(3)、日向市(10)、えびの市(4)、鹿児島市、枕崎市、阿久根市(7)、 出水市(4)、薩摩川内市(30)、霧島市(6)、いちき串木野市(2)、南九州市(18)、 伊佐市(24)、那覇市(12)、宜野湾市(10)、浦添市(7)、糸満市(36)、沖縄市(7)、 豊見城市(38)、うるま市(4) 【213市区 (1120件)】</p>	<p>森町(3)、倶知安町(11)、仁木町、 余市町(3)、羽幌町、置戸町、音更 町、上士幌町、芽室町(5)、大樹町 (4)、池田町、厚岸町、滝沢村(3)、 矢巾町(10)、西和賀町、岩泉町、 蔵王町(7)、巨摩町(3)、山元町 (3)、松島町(11)、七ヶ浜町(3)、大 郷町、富谷町(2)、涌谷町、白鷹町、 庄内町、西郷村(2)、浪江町(3)、 玉村町(5)、三芳町(6)、嵐山町 (3)、鳩山町(3)、大網白里町(10)、 長生村、葉山町(2)、湯河原町(3)、 山形村(3)、信濃町(3)、北方町、 阿久比町(2)、菰野町、大山崎町、 新温泉町、有田川町(2)、日高町、 那智勝浦町(6)、古座川町(3)、若 桜町(2)、智頭町(3)、琴浦町(4)、 北栄町(3)、大山町(4)、日南町、 美咲町、府中町、那賀町、まんのう 町(3)、本山町、四万十町(4)、志 免町(6)、新宮町(7)、岡垣町(8)、 白石町、長与町(4)、新上五島町、 菊陽町、長洲町(7)、氷川町(3)、 あさぎり町(4)、多良木町、荻北町、 川南町、都農町(3)、高千穂町、さ つま町(4)、湧水町(2)、東串良町 (11)、錦江町(3)、肝付町、瀬戸内 町(3)、西原町(6) 【81町村 (250件)】</p>

# 当初予算編成に生かした決算審議（京都府議会）

## 概要

- 決算審査の際の主な指摘・要望等を「意見・提言」として取りまとめ、知事に提出（9月定例会）
- 知事から「意見・提言」に対する予算への反映状況、今後の対応の考え方を記載した「措置状況報告書」を議会に提出（2月定例会）

## ○決算特別委員会の概要



# 招集権の改正の経緯について

昭和22年	<p>●<u>地方自治法の制定</u></p> <p>第百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。議員定数の四分の一以上の者から会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があるときは、当該普通地方公共団体の長は、これを招集しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
平成18年	<p>●<u>地方自治法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を付して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> </ul> <p>第百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長はこれを招集する。</p> <p>2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。</p> <p>3 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。</p> <p>4 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>
平成24年	<p>●<u>地方自治法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長による臨時会の招集請求のあつた日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。</li> <li>・議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあつた日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。</li> <li>・議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。</li> </ul> <p>第百一条</p> <p>5 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。</p> <p>6 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあっては十日以内、町村にあっては六日以内に臨時会を招集しなければならない。</p> <p>第百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。</p> <p>2 前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもって、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。</p> <p>6 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日を定めなければならない。</p>

## 町村総会について

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

[議会の設置]

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

[町村総会]

第94条 町村は、条例で、第89条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

[町村総会に対する準用]

第95条 前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

[設置例]

○ わが国においては町村制が施行されていた当時、神奈川県足柄下郡芦之湯村(現同郡箱根町の一部)に町村総会の例があったが、同村は昭和22年4月以降議会を設けた。

○ 地方自治法施行後においては、東京都八丈支庁管内宇津木村(当時人口61人)にその例があったが、町村合併により八丈町の一部となり、現在は町村総会の例は存しない。

	人口	有権者数	備考
芦之湯村 (大正14年4月時点)	36人	6人(公民数)	昭和22年4月より議会制採用
宇津木村 (昭和26年1月時点)	65人	38人	昭和30年4月八丈町に編入

(出典) 芦之湯村：佐藤英善「逐条研究 地方自治Ⅱ」P.169

宇津木村：地方自治庁「地方自治月報 第9号」(昭和26年10月) P.128

# 地方議員を対象とする研修の状況

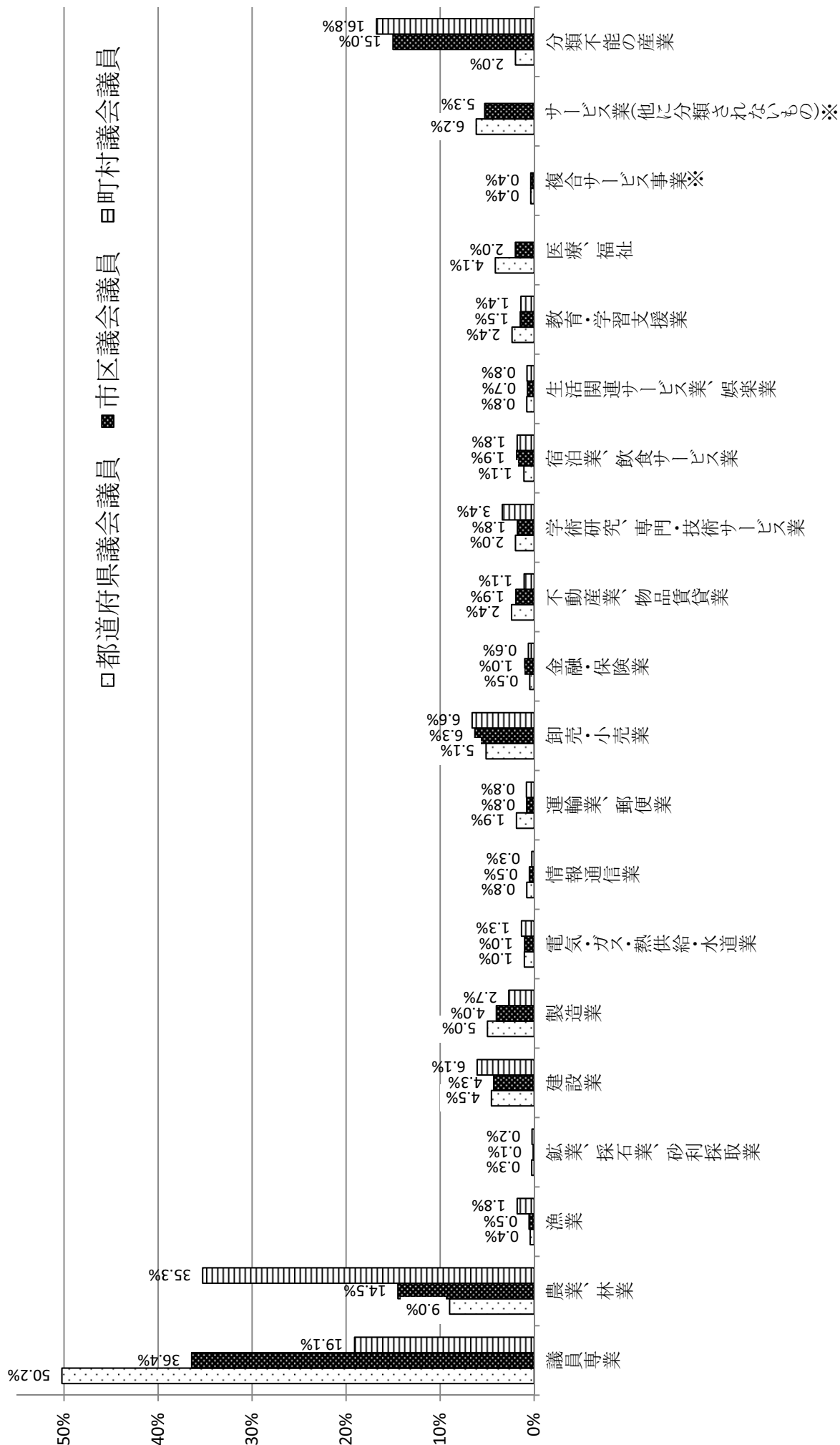
## 公的機関による研修状況(H25)

主催団体	講義名等	開催年月	参加者(人)
全国都道府県議会議長会	第13回都道府県議会議員研究交流大会(広域自治体としての都道府県議会の役割)	平成25年11月	459
	全国市議会議長会研究フォーラム	平成25年7月	2,283
全国町村議会議長会	第78回町村議会広報研修会	平成25年7月	550
	第79回町村議会広報研修会	平成25年9月	377
市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー)	市町村議会議員特別セミナー(政治・経済・議会改革・再生エネルギー)	平成25年5月	182
	市町村議会議員特別セミナー(議会改革・地方財政・PPP・政治情勢)	平成26年1月	259
	市町村議会議員防災特別セミナー(防災対策・危機管理・災害時の議員の役割)	平成25年11月	169
	市町村議会議員特別講座(分権・政策条例・自治体経営・議会改革・課題演習)	平成25年8月	41
	市町村議会議員特別講座(議員の役割・議会の政策形成・政策立案演習)	平成26年2月	60
	第1回市町村議会議員特別セミナー(福祉・児童虐待・子育て支援)	平成25年4月	179
	第2回市町村議会議員特別セミナー(地域経済・協働のまちづくり)	平成25年8月	242
	第3回市町村議会議員特別セミナー(震災復興・地方分権・地方財政・議会改革)	平成25年11月	283
	町村議会議員特別セミナー(まちづくり・地域づくりの取組)	平成25年10月	77
	市町村議会議員研修(地方自治・地方議会・地方税財政・演習)	平成25年5月	41
全国市町村 国際文化研修所 (国際文化アカデミー)	市町村議会議員研修(地方行政コース)	平成25年11月	52
	市町村議会議員研修(社会保障・社会福祉基本コース)	平成25年8月	43
	市町村議会議員研修(社会保障・社会福祉コース)	平成25年10月	43
	市町村議会議員短期研修(議会改革を考える)	平成25年4月	126
	市町村議会議員短期研修(防災と議員の役割)	平成25年10月	125
	市町村議会議員短期研修(地方議員のための政策法務)	平成25年5月	73
	市町村議会議員短期研修(自治体決算を考える)	平成25年4月	180
	市町村議会議員短期研修(自治体財政の見方)	平成25年1月	186
	市町村議会議員短期研修(自治体予算を考える)	平成25年8月	114
	★市町村議会事務局職員研修		平成25年10月
★市町村議会事務局職員研修		平成25年10月	39

【注】★は議会事務局職員研修

※開催団体提供資料及びHPを基に作成

# 地方議会議員の概況①(職業別の状況)

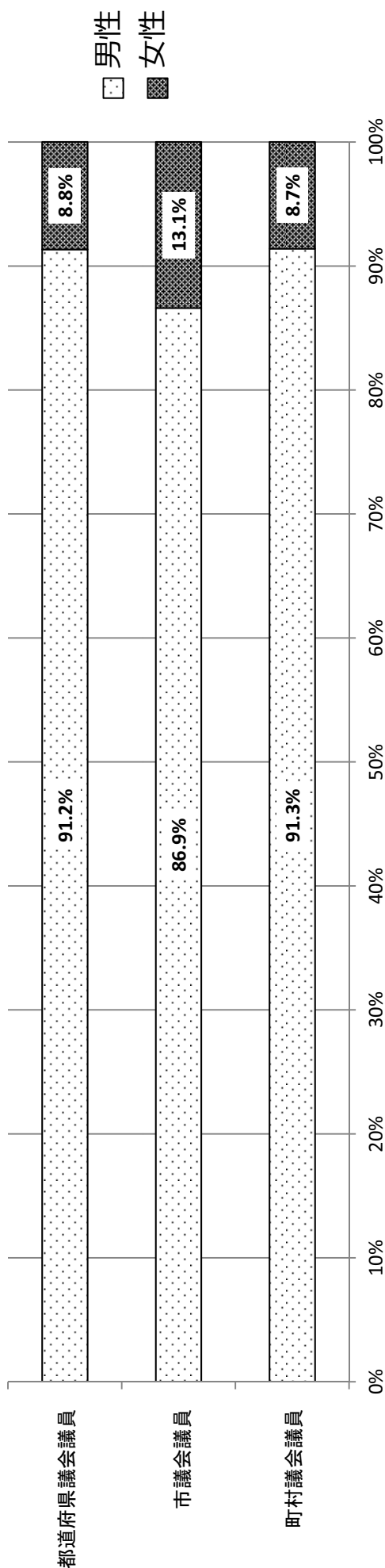


注1：都道府県のうち福島県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、出典：全国都道府県議会議員職業別調査（平成25年7月1日現在、全国都道府県議会議員会）  
和歌山県、大分県、宮崎県を除かれている。  
注2：「※」を付した項目は、「町村議会実態調査」において調査していない。  
市議会議員の属性に関する調査（平成25年8月30日現在、全国市議会議員会）  
町村議会実態調査（平成25年7月1日現在、全国町村議会議員会）



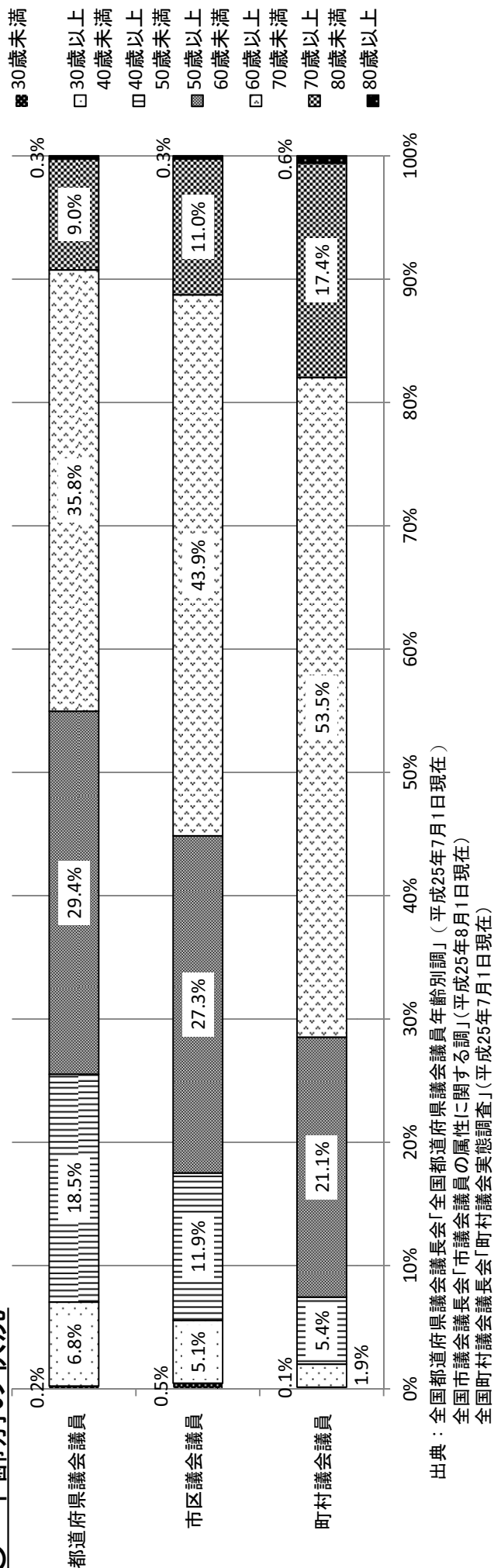
# 地方議会議員の概況②（性別、年齢別の状況）

## ○ 男女の比率



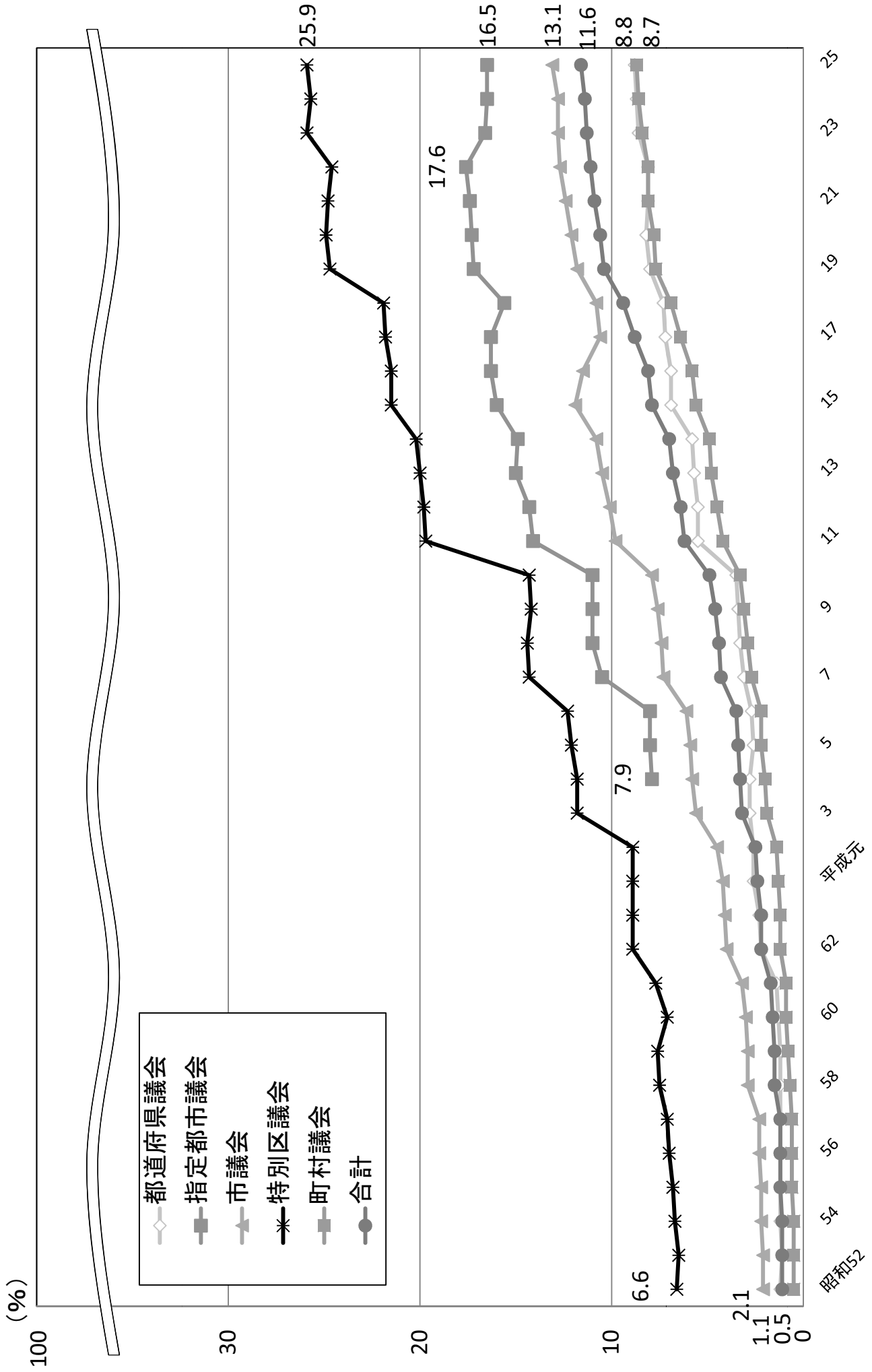
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(平成25年12月31日現在)

## ○ 年齢別の状況



出典：全国都道府県議会議員年別調査「平成25年7月1日現在」  
 全国市議会議員の属性に関する調査「平成25年8月1日現在」  
 全国町村議会議員実態調査「平成25年7月1日現在」

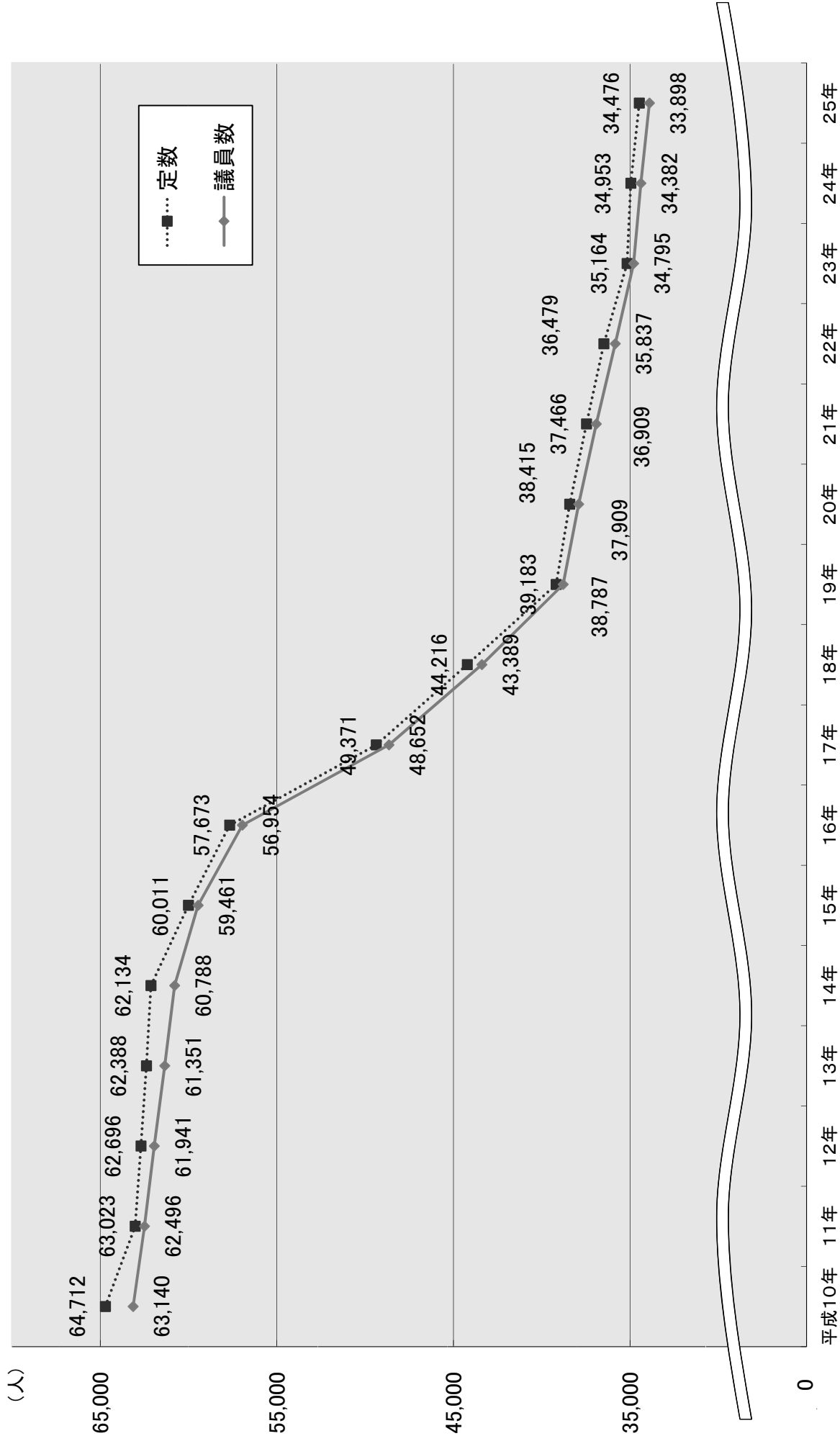
# 地方議会における女性議員の割合の推移



出典：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(平成26年版)

(各年12月末現在)

# 地方議会議員数の推移

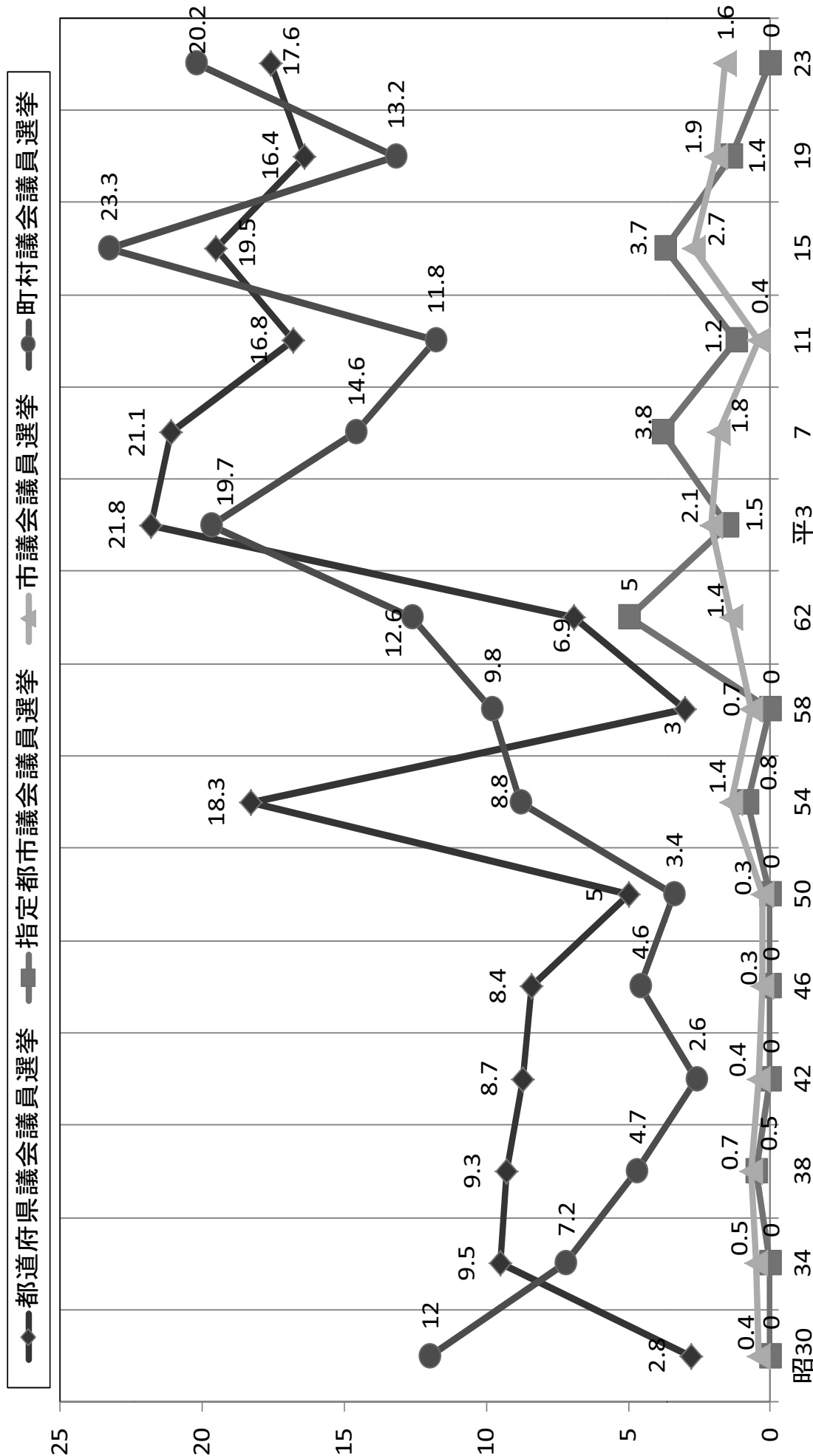


注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

# 統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



注1: 総務省「地方選挙結果調」をもとに作成。

本調査は、統一地方選挙の際に調査したもの。

注2: 第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。

## 労働者や公務員の立候補等に関する規定

### ◆労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

(公民権行使の保障)

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

### ◆国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)

(政治的行為の制限)

第二条 (略)

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 (略)

### ◆公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

(公務員の立候補制限)

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(略)若しくは特定地方独立行政法人(略)の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。(以下略)

2～3 (略)

### ◆地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

[兼職の禁止]

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員を兼ねることができない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)と兼ねることができない。

# 夜間・休日等議会の開催状況

## ○ 市区議会（各年1月1日～12月31日）

### 【休日等議会】

項目	団体数	開催件数	平均傍聴者数(人/件)
平成19年	14	25	67.6
平成20年	16	27	53.2
平成21年	21	29	34.1
平成22年	19	28	54.6
平成23年	19	24	33.7
平成24年	19	24	38.7

### 【夜間議会】

項目	団体数	開催件数	平均傍聴者数(人/件)
平成19年	3	4	22.7
平成20年	3	5	23.6
平成21年	4	4	30.2
平成22年	1	1	55.0
平成23年	3	6	26.0
平成24年	2	2	61.5

58

出典：市議会の活動に関する実態調査（全国市議会議長会）

## ○ 町村議会（各年前年の7月1日～当年の6月30日）

### 【休日等議会】

項目	団体数	平均開催日数
平成19年	29	1.6
平成20年	39	1.5
平成21年	36	1.4
平成22年	29	1.4
平成23年	30	1.2
平成24年	43	1.4
平成25年	32	1.4

### 【夜間議会】

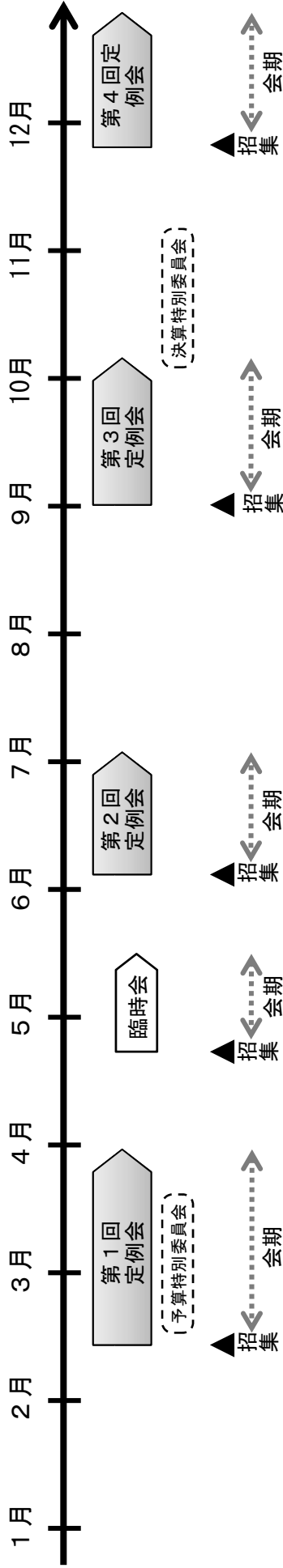
項目	団体数	平均開催日数
平成19年	19	1.3
平成20年	17	1.5
平成21年	20	1.5
平成22年	18	1.7
平成23年	15	1.2
平成24年	19	1.5
平成25年	19	1.7

出典：町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）

# 地方議会の会期のあり方の見直し(基本イメージ) 【24年地方自治法改正】

## (改正前)

- ・ 議会の招集は、長が告示により行う（自治法第101条）。
- ・ 定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（自治法第102条第1項・第2項）。
- ・ 会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（自治法第102条第6項）。
- ・ 定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定。

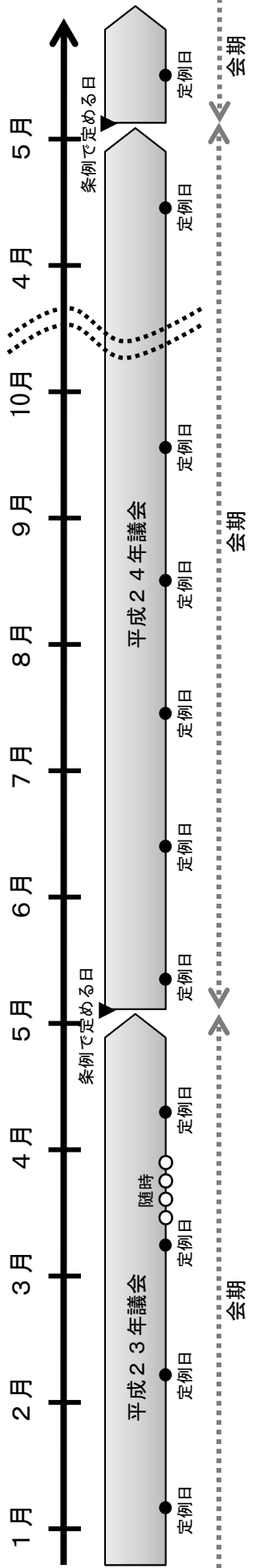


## (新制度 (選択制))

- ・ 定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行わない。
- ・ 会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定する。
- ・ 条例で、定期的に会議を開く日(定例会)を定める(必要に応じ、定例会以外に随時開催も可)。
- ・ 長等が出席できない正当な理由を議長に届け出たときは、出席義務を解除する。

【運用イメージ】 毎月第2水曜日、18時から20時まで

(予算・決算については、2～3月、10～11月に集中審議 → 定例会を集中的に規定するか委員会付託)



# 通年会期を採用している団体の状況

※総務省調べ(平成26年1月1日現在)

## ○ 地方自治法第102条の2による通年会期を採用している団体数.....1県4市8町村

※平成25年1月調査では3町(改正法は平成24年9月5日施行)

栃木県※

新潟県柏崎市、徳島県小松島市、徳島県三好市、熊本県あさぎり市

北海道森町、北海道日高町、岩手県葛巻町、福島県小野町、石川県津幡町、岡山県鏡野町、徳島県勝浦町、

福岡県川崎町※

※栃木県及び福岡県川崎町は定例会を年1回と定める方式から移行

## ○ 定例会を条例で年1回と定めている団体数 .....2県11市22町村

※平成25年1月調査では3県3市17市町村

三重県、長崎県※

北海道根室市、岩手県滝沢市、神奈川県相模原市、石川県金沢市、石川県白山市、愛知県豊明市、三重県四

日市、滋賀県大津市、大阪府大阪狭山市、高知県土佐清水市、長崎県壱岐市

北海道利尻富士町、北海道豊浦町、北海道白老町、北海道福島町、北海道茅室町、岩手県紫波町、宮城県蔵

王町、宮城県柴田町、宮城県川崎町、宮城県涌谷町、秋田県東成瀬村、福島県只見町、千葉県長生村、千葉

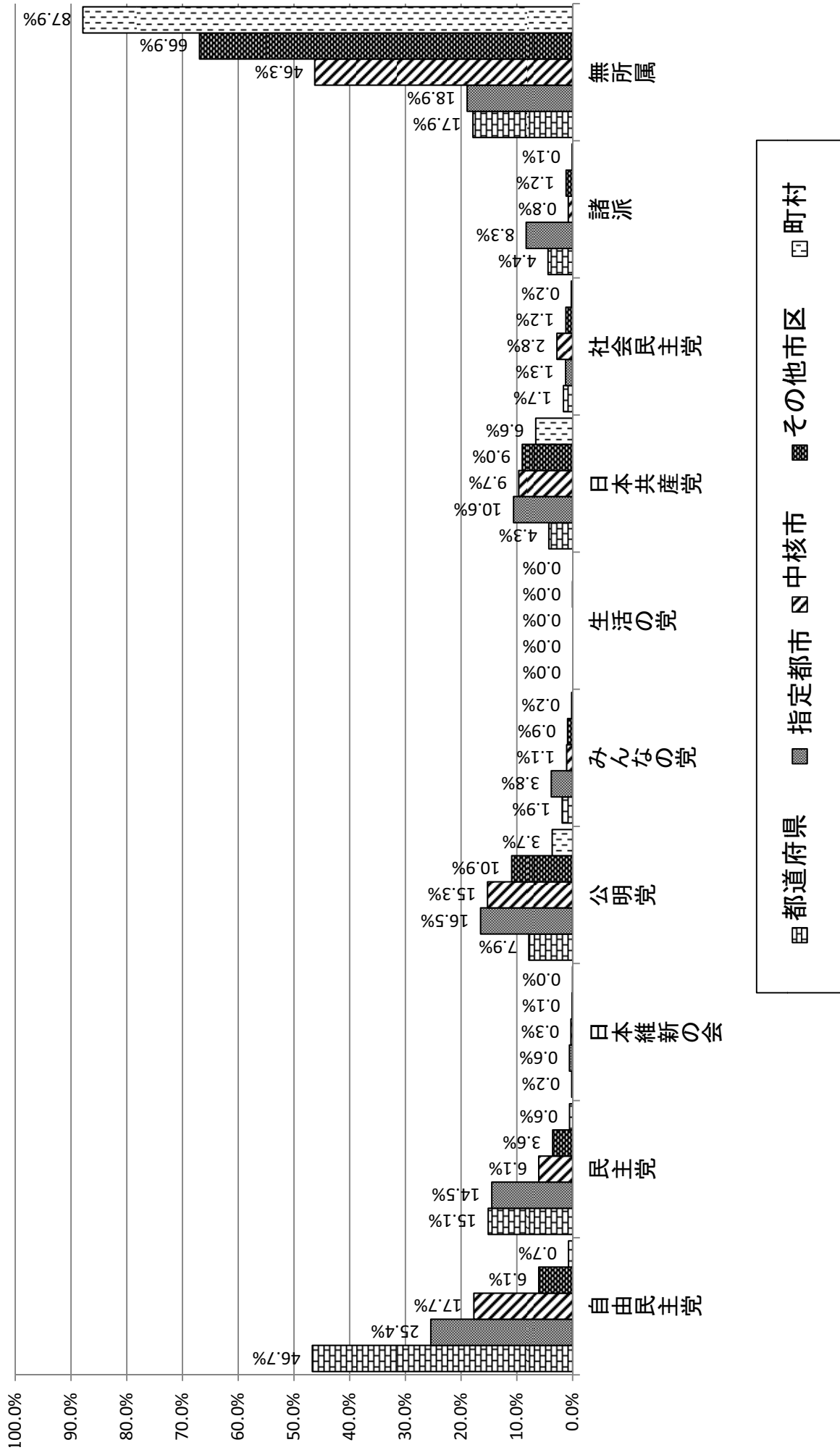
県大多喜町、神奈川県寒川町、神奈川県開成町、長野県軽井沢町、長野県小布施町、長野県信濃町、和歌山

県かつらぎ町、熊本県御船町、鹿児島県南大隅町

※長崎県は平成26年4月1日より定例会回数を年4回に変更



# 地方議会の議員の概況（所属党派別の状況）



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別調べ」（平成25年12月31日現在）

# 地方議会における会派及び所属党派の状況

## ○都道府県議会：全都道府県で会派を導入

議員数	党派別内訳（人）								
	自由民主党	無所属	民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	その他
2,648	1,237	474	401	208	113	50	44	4	117

## ○市区議会

会派		党派別内訳（人）								計
		5万人未満	5～10万人未満	10～20万人未満	20～30万人未満	30～40万人未満	40～50万人未満	50万人以上	指定都市	
有	195	253	156	46	26	23	14	20	733	
無	62	17	0	0	0	0	0	0	79	

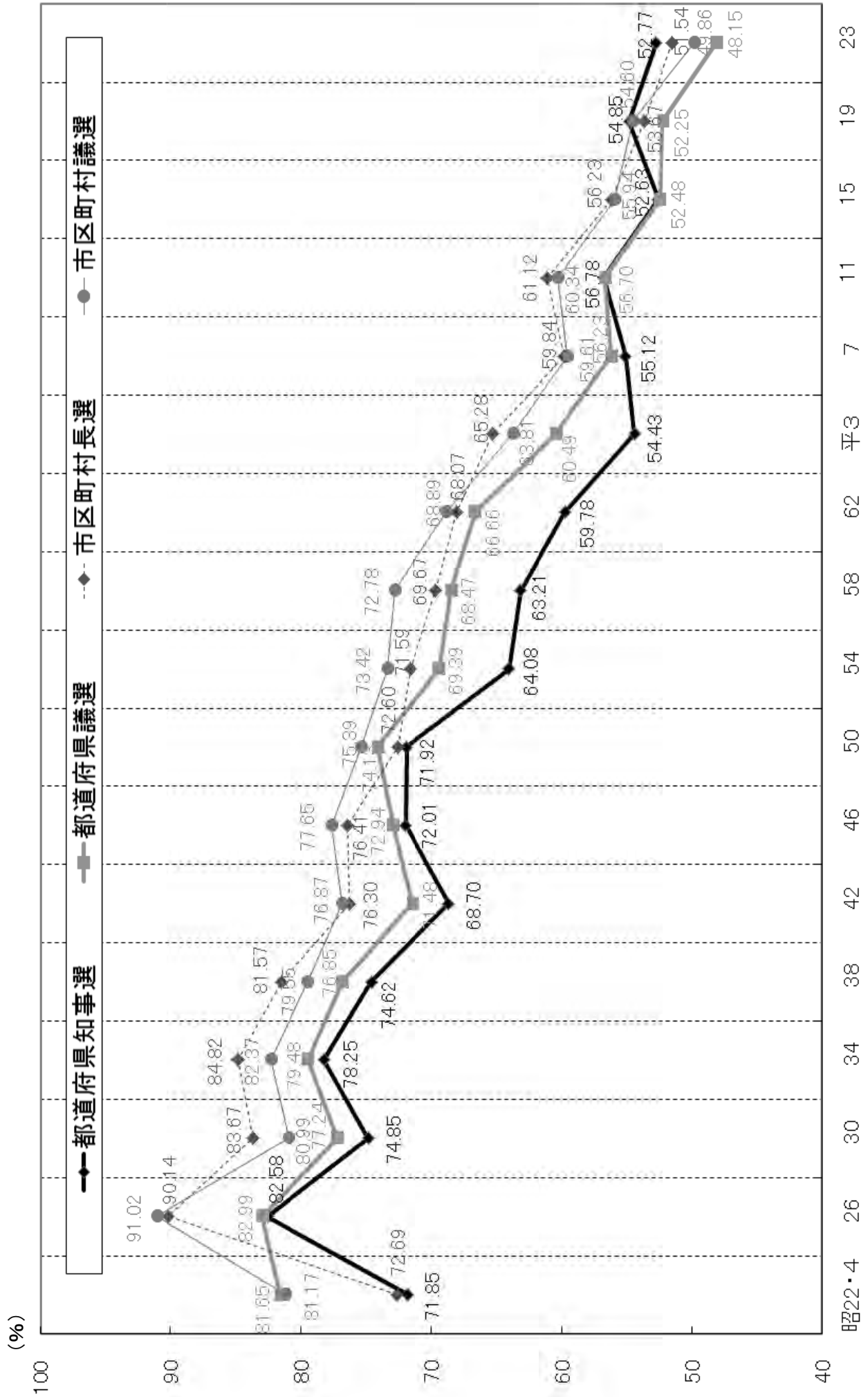
議員数	党派別内訳（人）								その他	
	無所属	公明党	日本共産党	自由民主党	民主党	社会民主党	みんなの党	日本維新の会		生活の党
19,852	12,371	2,308	1,824	1,634	885	268	217	30	2	313

## ○町村議会

会派	議員数							その他		
	有	無	無所属	日本共産党	公明党	自由民主党	民主党		社会民主党	みんなの党
	154	776	10,017	753	417	84	63	28	20	16

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ」（平成25年12月31日現在）  
 全国都道府県議会議員数調査「全国都道府県議会議員数調査」（平成23年7月1日現在）、全国市議会議員数調査「市議会の活動に関する実態調査」（平成25年8月30日現在）  
 全国町村議会議員数調査「第59回町村議会実態調査」（平成25年7月1日現在）

# 統一地方選挙における投票率の推移



出典：総務省「地方選挙結果調」を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に調査したもの)

## 地方議会の議員 ～議員の選出～

- 議会は、直接選挙により選出された議員により構成。
- 議員は、選挙人が投票により選挙する。（地方自治法 § 17）
- 議員の定数は、条例で定める。（地方自治法 § 90、 § 91）

- ① 任期：原則として、一般選挙の日から起算して4年（法 § 93）  
補欠議員の任期は、前任者の残任期間（公選法 § 260①）
  - ② 選挙権：日本国民たる年齢満20歳以上で、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者（法 § 18）
  - ③ 被選挙権：選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のもの（法 § 19）
  - ④ 選挙区
    - ・ 都道府県議会議員： 郡市（指定都市についてはその行政区）の区域（公選法 § 15①、 § 269）
    - ・ 指定都市議会議員： 行政区の区域（公選法 § 15⑥）
    - ・ その他市町村議会議員： 原則その市町村の区域をもって選挙区となるが、特に必要があるときは条例で選挙区を設置（公選法 § 15⑥）
- ※ 公職選挙法の一部を改正する法律（平成25年12月11日公布）により、都道府県議会議員の選挙区設定については、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにし、また、指定都市の区域においては、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とすることを目的とする改正が行われた（平成27年3月1日施行）。
- ※ 原則として、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。（公選法 § 15⑧）

# 都道府県議会議員の選挙区設定の見直しの概要

## 現行制度

都道府県議会議員の選挙区は、原則として「郡市の区域」による（公職選挙法15条1項等）。

## 全国都道府県議会議長会からの要請

合併の進行によって、地域代表の単位としての郡の存在意義が大きく変化している現状等に鑑み、都道府県議会議員の選挙区について「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定（第15条）を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすること。

※平成21年10月、平成22年11月（議員立法による対応を各党各会派に対して要請）等

## 改正法の概要

### 第一 都道府県の議会の議員の選挙区

#### 1 都道府県の議会の議員の選挙区は、

- ①一の市の区域、
- ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
- ③隣接する町村の区域を合わせた区域

のいずれかによることを基本とし、条例で定める。（第15条第1項）

2 1の選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口（都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数）の半数以上になるようにしなければならないこと。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。（第15条第2項）（→強制合区）

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。（第15条第3項）（→任意合区）

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができる。（第15条第4項）

5 指定都市に対し1から3までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を2以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとする。（第15条第9項）

### 第二 施行期日

平成27年3月1日から施行

## 都道府県議会議員の選挙区の定数分布状況

定数 (人区)	選挙区数 (区)	全体に占める割合
1	438	39.5%
2	345	31.1%
3	144	13.0%
4	75	6.8%
5	42	3.8%
6	14	1.3%
7	9	0.8%
8	7	0.6%
9	9	0.8%
10	7	0.6%
11	5	0.4%
12	5	0.4%
13	2	0.2%
14	2	0.2%
15	3	0.2%
16	2	0.2%
17	1	0.1%
合 計	1110	100.0%

※ 総務省調べ  
(平成26年12月定例会終了時点)

# 中核市の議員定数

(参考:特別区)

団体名	人口	議員定数
函館市	279,127	30
下関市	280,947	34
盛岡市	298,348	38
青森市	299,520	41
久留米市	302,402	38
那覇市	315,954	40
秋田市	323,600	39
大津市	337,634	38
郡山市	338,712	40
前橋市	340,291	38
いわき市	342,249	37
川崎市	342,670	36
高知市	343,393	34
旭川市	347,095	36
高槻市	357,359	36
奈良市	366,591	39
和歌山市	370,364	38
高崎市	371,302	41
岡崎市	372,357	37
豊橋市	376,665	36
長野市	381,511	39

団体名	人口	議員定数
豊中市	389,341	36
宮崎市	400,583	46
柏市	404,012	36
枚方市	407,978	32
岐阜市	413,136	41
横須賀市	418,325	41
高松市	419,429	40
豊田市	421,487	46
富山市	421,953	40
長崎市	443,766	40
尼崎市	453,748	42
福山市	461,357	40
金沢市	462,361	40
大分市	474,094	44
倉敷市	475,513	43
西宮市	482,640	42
東大阪市	509,533	42
宇都宮市	511,739	47
松山市	517,231	45
姫路市	536,270	47
鹿児島市	605,846	50
船橋市	609,040	50

団体名	人口	議員定数
千代田区	47,115	25
中央区	122,762	30
台東区	175,928	32
荒川区	203,296	32
渋谷区	204,492	34
港区	205,131	34
文京区	206,626	34
墨田区	247,606	32
目黒区	268,330	36
豊島区	284,678	36
中野区	314,750	42
新宿区	326,309	38
北区	335,544	44
品川区	365,302	40
葛飾区	442,586	40
江東区	460,819	44
板橋区	535,824	46
杉並区	549,569	48
江戸川区	678,967	44
足立区	683,426	45
大田区	693,373	50
練馬区	716,124	50
世田谷区	877,138	50

※人口は平成22年国勢調査の値である。

※議員数は平成25年8月1日現在の中核市の議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

※平成26年の地方自治法改正により「特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする。(平成27年4月1日施行)」とされた。

(経過措置の内容)①人口20万未満の特例市は、施行から5年間、中核市の指定を受けることができる。

②施行時に特例市である市は、特例市としての事務を引き続き処理する。

※選挙区を設けているのは高崎市(市町合併に伴う設置、平成27年4月26日任期満了の一般選挙から選挙区廃止のみ)、その他の中核市は選挙区を設けていない。

# 特例市の議員定数

団体名	人口	議員定数
鳥取市	197,449	36
小田原市	198,327	28
甲府市	198,992	32
岸和田市	199,234	26
沼津市	202,304	28
熊谷市	203,180	32
上越市	203,889	32
伊勢崎市	207,221	32
松江市	208,613	34
つくば市	214,590	28
太田市	216,465	30
厚木市	224,420	28
宝塚市	225,700	26
大和市	228,186	28
茅ヶ崎市	235,081	28
春日部市	237,171	32
八戸市	237,615	32
寝屋川市	238,204	28
呉市	239,973	34
松本市	243,037	31

団体名	人口	議員定数
草加市	243,855	30
富士市	254,027	36
山形市	254,244	35
平塚市	260,780	30
佐世保市	261,101	36
福井市	266,796	32
加古川市	266,937	31
水戸市	268,750	28
八尾市	271,460	28
茨木市	274,822	30
長岡市	282,674	38
明石市	290,959	31
春日井市	305,569	32
四日市市	307,766	36
越谷市	326,313	32
所沢市	341,924	36
吹田市	355,798	36
一宮市	378,566	40
川口市	561,506	45

※人口は平成22年国勢調査の値である。

※議員数は平成25年8月1日現在の特例市の議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

※平成26年の地方自治法改正により「特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする。(平成27年4月1日施行)」とされた。

(経過措置の内容)①人口20万未満の特例市は、施行から5年間、中核市の指定を受けることができる。

②施行時に特例市である市は、特例市としての事務を引き続き処理する。

※選挙区を設けているのは川口市(2市合併に伴う設置、平成27年5月1日任期満了の一般選挙から選挙区廃止)のみで、その他の特例市は選挙区を設けていない。



# 市町村議会議員選挙で選挙区を設けている団体(指定都市除く)(平成25年9月1日現在)

都道府県名	市町村名	選挙区数	選挙区設置の理由	設置年月日	設置期限
北海道	伊達市 いたてし	2	1市1村の合併(H18.3.1)による区域拡大、地域意見の反映	H18.3.1	設置期限なし
	日高町 ひたかちちょう	2	2町の合併(H18.3.1)による区域拡大、地域意見の反映	H18.3.1	設置期限なし
	八雲町 やくもちょう	2	2町の合併(H17.10.1)による区域拡大、地域意見の反映	H21.10.13	H25.10.22任期満了の一般選挙から廃止 (H25.10.20一般選挙執行済)
岩手県	洞爺湖町 とうやこちょう	2	1町1村の合併(H18.3.27)による区域拡大、地域意見の反映	H23.4.19	H27.4.30任期満了の一般選挙から廃止 (H27.4.26一般選挙執行予定)
	一関市 いちのせきし	2	1市1町の合併(H23.9.26)による区域拡大、地域意見の反映	H23.9.26	H25.10.8任期満了の一般選挙から廃止 (H25.9.29一般選挙執行済)
栃木県	栃木市 とちぎし	5	1市3町の合併(H22.3.29)、更に1市1町の合併(H23.10.1)による区域拡大、地域意見の反映	H23.10.1	H26.4.24任期満了の一般選挙から廃止 (H26.4.20一般選挙執行済)
群馬県	※ 高崎市 たかざきし	2	1市1町の合併(H21.6.1)による区域拡大、地域意見の反映	H21.6.1	H27.4.26任期満了の一般選挙から廃止 (H27.4.26一般選挙執行予定)
埼玉県	※ 川口市 かわぐちし	2	2市の合併(H23.10.11)による区域拡大、地域意見の反映	H23.10.11	H27.5.1任期満了の一般選挙から廃止 (H27.4.26一般選挙執行予定)
岐阜県	関市 せきし	6	1市2町3村の合併(H17.2.7)による区域拡大、地域意見の反映	H18.9.27	H27.4.30任期満了の一般選挙から廃止 (H27.4.26一般選挙執行予定)
	揖斐川町 いひがわちょう	6	1町5村の合併(H17.1.31)による区域拡大、地域意見の反映	H17.1.31	設置期限なし
和歌山県	高野町 こうやちょう	2	1町1村の合併(S33.6.1)による区域拡大、地域意見の反映	S33.6.1	H27.4.29任期満了の一般選挙から廃止 (H27.4.26一般選挙執行予定)
	上島町 かみじまちょう	4	1町3村の合併(H16.10.1)による区域拡大、地域意見の反映	H21.6.24	H28.11.6任期満了の一般選挙から廃止
愛媛県	久万高原町 くまこうげんちょう	4	1町3村の合併(H16.8.1)による区域拡大、地域意見の反映	H17.2.1	設置期限なし
福岡県	飯塚市 いづかし	5	1市4町の合併(H18.3.26)による区域拡大、地域意見の反映	H18.3.26	H27.4.23任期満了の一般選挙から廃止 (H27.4.26一般選挙執行予定)
鹿児島県	始良市 あいらし	3	3町の合併(H22.3.23)による区域拡大、地域意見の反映	H22.3.23	H26.4.24任期満了の一般選挙から廃止 (H26.4.20一般選挙執行済)

出典：総務省選挙部選挙課調べ

注：和歌山県高野町は昭和33年の市町村合併以後、選挙区を分けている。その他の団体は平成の合併において市町村合併をした団体が旧市町村単位で選挙区を設けているもの。

※ 高崎市は中核市であり、川口市は特例市である。

# 議会活動の情報発信の取組状況

## ○ メディアを活用した本会議・委員会審議の公開状況

	インターネットによる会議中継		ビデオ・オン・デマンドの有無		テレビによる会議中継		ラジオによる会議中継	
	本会議	委員会	本会議	委員会	本会議	委員会	本会議	委員会
都道府県 (全47団体)	46 (97.9%)	26 (55.3%)	44 (93.6%)	25 (53.2%)	23 (48.9%)	13 (27.7%)	2 (4.3%)	1 (2.1%)
市区 (全811団体)	389 (48.0%)	68 (8.4%)	497 (61.3%)	76 (9.4%)	317 (39.1%)	20 (2.5%)	46 (5.7%)	1 (0.1%)
町村 (全930団体)	131 (14.1%)	—	—	—	180 (19.4%)	4 (0.4%)	—	—

(団体)

注：都道府県については、テレビ及びラジオによる会議中継は、本会議・委員会の一部を放送している場合も含む。  
市区については、委員会のうち常任委員会について実施している団体数を記載している。

出典：全国都道府県議会議長会「第12回都道府県議会議長会「第12回都道府県議会議長会」(H23.7.1現在)  
全国市議会議長会「平成25年度市議会議長の活動に関する実態調査」(H25.12.31現在)  
全国町村議会議長会「第59回町村議会議長会実態調査」(H25.6.30現在)

## ○ 議会広報紙の年間発行状況

	0回	1～2回	3～4回	5回以上
都道府県 (全47団体)	13 (27.7%)	2 (4.3%)	20 (42.6%)	12 (25.5%)
市区 (全811団体)	77 (9.5%)	5 (0.6%)	587 (72.4%)	142 (17.5%)
町村 (全930団体)	163 (17.5%)	10 (1.1%)	733 (78.8%)	24 (2.6%)

(団体)

注：都道府県については、全戸若しくは町内会単位に配付する文書又は新聞等の紙面により広報している団体数を記載している。

出典：全国都道府県議会議長会「第12回都道府県議会議長会」(H22.4.1～H23.3.31)  
全国市議会議長会「平成25年度市議会議長の活動に関する実態調査」(H25.1.1～12.31)  
全国町村議会議長会「第59回町村議会議長会実態調査」(H24.7.1～H25.6.30)

## ○ ホームページの開設状況

	開設している	開設していない
町村 (全930団体)	826 (88.8%)	104 (11.2%)

(団体)

注：都道府県及び市区については、全都道府県、全市区にて開設している。  
出典：全国町村議会議長会「第59回町村議会議長会実態調査」(H25.7.1現在)

# 「公聴会」の活用一覧(H21～23年度)

## ○都道府県

都道府県名	案件	開催年月日	開催された委員会	公述人数
三重県	県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）について	H21. 4. 22	健康福祉病院常任委員会	5人

## ○市町村

市町村名	案件	開催年月日	開催された委員会	公述人数
福島県浪江町	議員定数について	H21. 11. 15	議会議員定数調査特別委員会	12人
茨城県龍ヶ崎市	市議会議員定数の削減を求める陳情書について	H22. 5. 28	議員定数及び政治倫理特別委員会	11人
茨城県取手市	議員定数削減について	H21. 7. 7	議会改革調査特別委員会	8人
埼玉県所沢市	所沢市自治基本条例の制定について	H23. 1. 26	自治基本条例特別委員会	9人
埼玉県草加市	町の区域を新たに画することについて	H22. 8. 6	建設環境委員会	1人
東京都小金井市	小金井市選挙管理委員の罷免について （地方自治法第184条の2第1項に定める心身の故障で職務の遂行に堪えない場合と認められるため）	H23. 11. 15	総務企画委員会	1人
神奈川県横浜市の保土ヶ谷区・磯子区・磯子区西部地区の住居表示実施に伴う新町名及び新町界について	H22. 8. 26	市民・消防委員会	9人	
京都府木津川市	木津川市議会議員の定数を定める条例の一部改正について	H22. 12. 14	議会運営委員会	6人
岡山県美咲町	議会基本条例について	H24. 1. 21	議会改革特別委員会	20人
鹿児島県薩摩川内市	川内原子力発電所3号機増設の反対・賛成に関する陳情71件の審査に当たったの同増設の賛否について	H22. 4. 20	原子力発電所対策調査特別委員会	8人
沖縄県沖縄市	町の区域の設定について	H21. 12. 1	建設委員会	8人

## 「専門的事項に係る調査」の活用一覧(H21～23年度)

都道府県名	市町村名	審査事項又は調査事項	調査を求めた相手方	調査期間
岩手県	陸前高田市	陸前高田市議会基本条例に関する専門的調査を依頼することについて	大学教授	H21.9.25～H21.12.24
宮城県	塩竈市	塩竈市議会基本条例策定に関する調査研究	調査研究機関顧問	H22.4.1～H22.12.31
茨城県	稲敷市	業務委託に係る指名業者名漏えい問題等に関する事件に関する法的確認	弁護士	H23.12.16～H24.3.22
埼玉県	所沢市	所沢市の都市計画における道路網について	大学教授	H21.9.28～H22.2.8
埼玉県	所沢市	所沢市議会の議会基本条例及び所沢市議会の議決に付すべき事件を定める条例制定以後の評価について	大学教授	H22.7.1～H22.11.11
埼玉県	嵐山町	地球温暖化対策について	調査研究機関	H23.4.24
神奈川県	横須賀市	議会基本条例・議会基本条例検討委員会素案について	大学教授	H21.12.22～H22.1.15
長野県	軽井沢町	軽井沢町議会基本条例制定に伴う助言	大学准教授	H22.9.22～H23.3.31
岐阜県	高山市	水路付け替え工事裁判に係る損害賠償請求事件について	弁護士	H22.11.17～H22.11.25
岐阜県	高山市	水路付け替え工事裁判に係る損害賠償請求事件について	弁護士	H22.11.17～H22.11.26
岐阜県	高山市	高山市議会基本条例(案)について	大学教授	H23.1.5～H23.2.4
岐阜県	高山市	政治倫理について	大学教授	H24.1.19～H24.2.2
愛知県	阿久比町	ミカンの木の樹齢について	樹木医	H22.6.25～H22.6.27
三重県	亀山市	議会のあり方等検討特別委員会運営支援業務委託	調査研究機関	H21.4.1～H22.9.30
三重県	亀山市	公営企業経営問題特別委員会運営支援業務委託	調査研究機関	H21.4.1～H22.3.25
京都府	福知山市	福知山市土地開発公社の不適切な事務処理等調査特別委員会：不適切な会計処理等に関する調査 ・現在の生駒市立病院の基本設計の進め方と内容について (一般的な病院設計の進め方、及び、近年の同種・同規模の病院設計の考え方との差異等) ・病院設計あるいは病院設計業務の進め方に関する参考事例について ・生駒市立病院の実施設計に際しての改善策について	監査法人  大学教授	H22.7.13～H22.9.30  H23.6.28～H23.7.15
奈良県	生駒市			
鳥取県	鳥取市	鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例(試案)第2条第1項第2号に関する調査業務	建築士事務所協会	H24.1.27～H24.2.29
岡山県	井原市	井原市議会基本条例策定に関する専門的調査を依頼する件について	調査研究機関	H22.4.1～H23.3.31
岡山県	井原市	井原市議会基本条例の運用及び検証に関する専門的調査を依頼する件について	調査研究機関	H23.4.1～H24.3.31
広島県	庄原市	未利用財産の利活用について	高等専門学校教授	H21.10.28～H22.6.18
山口県	山陽小野田市	山陽小野田市議会基本条例制定に関する専門的事項に係る調査について	大学教授	H23.12.12～H24.2.29
高知県	仁淀川町	(株)ソニアの事務について	税理士	H21.10.26～H21.12.25

出典：総務省「地方自治月報第56号」(平成21年4月1日～平成24年3月31日)

# 議会基本条例における説明責任の類型

## 【議会報告会】

○西脇市議会基本条例（平成24年12月10日条例第23号）  
（報告会等）

第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を原則として年2回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。

○西之表市議会基本条例（平成24年12月20日条例第28号）  
（議会報告会の実施とその後の対応）

第5条 議会は、市民への積極的な情報公開と説明責任を推進するため、かつ、市民との意見交換や市民からの政策提言の場とするため、議会報告会を年1回以上開催する。

## 【情報公開】

○長野県飯綱町基本条例（平成24年9月21日）  
（情報の公開、市民との共有）  
第5条（略）

2 議会は、市民に対して議決責任、説明責任を果たさなければならない。議案等に対する議員個々の賛否を「議会だより」等で公表するなど、議員の活動状況を市民が的確に評価できる情報として提供する。

○赤磐市議会基本条例（平成24年12月21日条例第41号）  
（市民参加及び情報公開）

第5条 議会は、全議案についての各議員の賛否など議会活動についての情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たすものとする。

## 【情報発信】

○長野県大桑村議会基本条例（平成23年3月9日条例第10号）  
（村民参加及び村民との連携）

第3条 議会は、村民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

## （参考）議会基本条例制定数の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
都道府県議会	4	10	15	16	24	27
市区議会	15	49	95	158	222	322
町村議会	10	24	38	79	109	167

出典：全国都道府県議会基本条例に関する調査（平成25年12月31日現在）、全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査」（平成25年12月31日現在）  
全国町村議会議長会「町村議会実態調査」（平成25年7月1日現在）

# 地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申(抄)

## (第28次地方制度調査会答申(平成17年12月))

### 第2 議会のあり方

#### 1 議会に対する期待と評価

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に進行するなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行って議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。

#### 2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

##### (2) 具体的方策

##### ① 幅広い層からの人材確保等

住民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保できるように、女性や勤労者が議員として活動する上での便宜に資するよう休日、夜間等に議会を開催するなどの運用上の工夫をすべきである。また、制度面では、勤労者が議員に立候補でき、また、議員として活動することができるとともに、環境の整備、さらには地方公共団体の議員と当該団体以外の地方公共団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題である。

##### ③ 議会の権能

##### ア 委員会の議案提出権

委員会審議の充実を踏まえ、現在、長又は議員に限られている議案提出権について、委員会にも認めるべきである。

##### イ 専門的知見の活用

議会における審議を充実し、政策形成機能の強化を図る見地から、公聴会、参考人制度の活用、議事事務局の補佐機能の充実等について、それぞれの議会における取組が期待される。

また、議会が、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、その議決により、学識経験を有する者等必要な者に、個別具体の事項について調査・報告をさせるとともに、複数の者の合議による調査、報告もできることとすべきである。

#### ④ 議会の運営

##### ア 住民と議会との意思疎通の充実

民意を直接聴取し、議会を活性化する方法として公聴会、参考人制度の活用が期待される。  
また、休日、夜間議会の開催、ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継、審議記録の公表など審議の公開や議会に関する情報の積極的な広報を、さらに充実すべきである。

政務調査費については、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付するという制度の趣旨にかんがみ、住民への説明責任を果たす観点から、その使途の透明性を高めていくべきである。

このほか、会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべきである。

##### イ 議会事務局の機能の充実

専門的能力を有する職員養成・確保のための方策を検討するなど、議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図るべきである。

#### ⑤ 議員の位置付けと定数

議員について、常勤・非常勤という職の区分とは別に、「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるという意見があるが、この点については、「公選職」にどのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。

議会の議員定数については、その上限を法定しており、これを撤廃すべきであるという意見があるが、この点については、条例定数制度の施行から日が浅く、また、市町村合併に伴う定数特例、在任特例等が平成22年3月の合併まで適用されることなどの事情があり、少なくとも当分の間は現在の制度を維持することとした上で、その後の制度のあり方について引き続き検討することとすべきである。

#### ⑥ 長と議会の関係

##### イ 議会の招集のあり方

議会の招集のあり方については、議会側が必要と認めるときに臨時会が必ず開かれることを担保することが必要である。この場合において、長と議会の関係や、長が事実上議案の大半を提案しているという実態を踏まえれば、議長に招集請求権を付与することとし、招集請求があるときには、長は一定期間内に招集しなければならぬものとするべきである。

また、議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士により積極的に議論を推進すべきである。

#### ⑦ 小規模自治体における議会制度のあり方

民意の適切な反映、効率的な議会運営等の観点から、少なくとも小規模な自治体については、現行の会期制度を廃し、週1回夜間などに定期的に会議を開くようにするなど、その規模に適した新たな制度を選択できるようにすることを、今後検討すべきである。

# 今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申(抄)

## (第29次地方制度調査会答申(平成21年6月))

### 第3 議会制度のあり方

議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っているが、十分にその役割を果たしていないのではないかなどの指摘がなお見られるところである。

地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理する事務は今後さらに増大するとともに、事務の処理に当たっても、条例により自主的に定めることのできる範囲が拡大するなど、地方公共団体の責任領域が拡大するものと考えられ、議会機能のさらなる充実・強化が求められている。

近年、それぞれの議会において、議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を制定するなど、従来の運用の見直しに向けた動きが見られるところであり、引き続きこのような自主的な取組が進められることが期待される。

分権型社会における議会の役割が十分に発揮されるようにするためには、自己改革の取組に加え、以下のような方向での見直しを行うことが適当である。

#### 1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

##### (1) 議決事件

##### ① 契約の締結及び財産の取得又は処分に係る議決

契約の締結及び財産の取得又は処分については、本来、執行機関限りで処理するという考え方もあるが、現行制度においては、地方公共団体の財政運営に与える影響等にかんがみ、政令で定める基準に従い条例で定めるものについては、議会の議決を要するものとされている。

議会の監視機能を充実・強化するためには、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべきである。

##### ② 議決事件の追加

議会の議決事件については、地方自治法第96条第1項において議決しなければならぬとされているもののほか、同条第2項により各地方公共団体の実情に応じ、条例で任意に追加することができることとされている。

各地方公共団体においては、中長期的な地域の課題を議会を以て議論するため、総合計画やその他の法定の計画を議決事件として追加するなどの取組が行われており、このような手法によって、一層議会の審議の活性化が図られることが期待される。

また、現在法定受託事務は議会が条例により追加することができ、一層議会の審議の活性化が図られることが期待されるが、第28次地方制度調査会においても答申されたとおり、法定受託事務も地方公共団体の事務であることからすれば、これを議決事件として追加できるようにすることが適当であるものと考えられる。この点については、法定受託事務のうち議決事件として追加することが適当でないと考えられるものにとどのような措置を講じていくべきかなどについて、検討していく必要がある。

##### (2) 議会の監視機能

##### ③ 議会における決算の認定

地方公共団体の決算は、毎会計年度、議会の認定に付さなければならぬこととされているが、仮に議会が決算を認定しない場合には、まずは、議会が、その審議等を通じ、長の予算執行や政策遂行上の問題点等決算を認定しない理由を長や住民に対して明らかにするよう努めるべきである。

また、長は、議会から指摘された問題点等に関しては、決算の審議において、その原因や善後策等を十分に説明するとともに、決算が認定されなかった場合には、住民に対してもその善後策等を説明するよう努めるべきである。



#### ④ 議会の実地検査権等の監視機能

議会の監視機能は、監査委員の監査とは異なり、住民の代表機関といった立場から、当該地方公共団体の行政全般にわたって果たされるべきである。

このような見地から、議会は執行機関に対する検査権、監査請求権や調査権等を有しているところであるが、今後さらにはこれらの権能を活用していくべきである。

現在、議会は実地検査を行うことができず、そのような必要がある場合には監査委員に対する監査請求により行うこととされている。この点について、仮に議員選出の監査委員を廃止するのであれば、議会に実地検査権を付与すべきではないかとの意見や、監査委員の選任方法や構成についての検討状況にかかわらず、議会に実地検査権を付与すべきとの意見があった。これに対し、議会に実地検査権を付与することについては、議会の有する監査請求権や調査権等との関係をどのように考えるのか等の課題があった。これに対し、議会に実地検査権を付与することについては、議会の実地検査権については、現在の検査権や調査権の行使の状況等も勘案しつつ、検討していくべきである。

また、議会の少数者の意思をどのように汲み上げ実現していくか、それぞれの議会で様々な運用を工夫していくことが適当である。

#### (3) 議会活動の透明性と議会事務局等

##### ① 議会活動の透明性

制度的な面だけでなく、実質的な面から議会の権能を高めていくためには、議会が、住民の意思を十分に反映し、充実した審議を行うことが重要である。

そのためには、議員を選出した住民においても、議会における議論の内容や議員の活動の実態等について、積極的に関心を持つことが期待される。

議会活動については、本会議のみならず、委員会等の活動も含め、住民にわかりやすいような形で情報公開に努めるべきである。この点については、議案に対する議員の賛否等の議論の経過や議案の情報について、インターネット等も活用して公開していくことが求められる。

##### ② 議会事務局等

地方公共団体の自主的な政策立案の範囲が拡大するとともに、その処理する事務も複雑化・高度化してきていることから、議会の政策形成機能や監視機能を補佐する体制が一層重要となる。政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成や、議会図書室における文献・資料の充実など議会の担う機能を補佐・支援するための体制の整備・強化が図られるべきである。

## 2 議会制度の自由度の拡大

### (2) 議会の招集と会期

現行制度において、議会は、定例会と臨時会に分けられ、定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集し、臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集することとされている。現在は、一年間に数回、一定の会期を定めて定例会を開催するとともに、その会期以外においては、必要に応じて、臨時会を開催するという形の議会運営が一般的となっている。

議会運営の柔軟性を高めるとともに、議会活動の活性化を促す見地からは、議会運営のあり方についても、より弾力的な形態を考えたいくことが求められる。

例えば、諸外国の地方議会においては、毎週定期的に会議を開催するなどの運営も行われている。このような議会運営は、多様な人材が議会の議員として活動することを容易なものとするほか、住民にとっても傍聴の機会が拡大するなど、住民に身近な議会の実現に資するものと考えられる。我が国においても、特に、基礎自治体の議会においては、このような柔軟な議会運営を可能とする要請は高いものと考えられる。

今後、一層住民に身近な議会を実現し、柔軟な議会運営を可能とする観点から、長期間の会期を設定してその中で必要に応じて会議を開く方式を採用することや、現行制度との関係や議会に関する他の諸規定との整合性に留意しつつ会期制を前提としない方式を可能とすることなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するよう必要な措置を講じていくべきである。この場合、議場への出席を求められる執行機関について、その職務遂行に支障が生じないように配慮すべきである。

このような方策を活用することを通じて、議会における議員同士の議論を行う機会を拡大させ、議会の審議の充実・活性化につなげていくべきである。

議会の招集権については、長のみではなく議長にも付与すべきとの意見もあったが、この点については、平成18年の地方自治法の一部改正により、議長の臨時会招集請求権が認められたところであり、この招集請求権の運用状況も見ながら、なお引き続き検討していくべきである。

### 3 議会の議員に求められる役割等

#### (1) 議員の役割等

議員の主な役割は、住民の意思を把握し、これを議会における審議・討論を通じて適切な形で地方公共団体の運営に反映させることである。個別の利益の実現を図るため、行政に不当に介入し、その公正な執行を歪めるような議員の活動が見られるとすれば、住民の地方議会及び議員に対する信頼を著しく損なうものであって、このような活動を厳に慎むべきことはいまでもない。

なお、議員の活動に対しては、諸外国や戦前の地方議会に見られるように実費のみ支給し、原則として無報酬であるべきとの意見がある一方、現在我が国の地方議会が有する権能、求められる役割の大きさ等からすると、一定水準の議員報酬は保障されるべきとの意見もあったところである。

#### (2) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備

現在、議会の運営としては、会期を一定期間に定め、平日昼間に集中して会議等を開催する例が一般的である。平日の朝から夕方にかけて仕事に従事している勤労者が議員として活動することを容易にするため、例えば、夜間、休日等に議会を開催するなどの運用上の工夫を図ることが考えられる。

また、勤労者について、立候補を容易にするため、これに伴う休暇を保障する制度や、議員活動を行うための休職制度、議員の任期満了後の復職制度等を導入することなどが考えられる。この点については、我が国における労働法制のあり方やその背景となる勤労者の意識、勤務実態等にも関わる課題であることから、まずは、議会の活動を社会全体で支えるべきであるという意識の醸成に努めつつ検討していくべきである。

議員の構成については、女性の議員が男性の議員に比べて割合が低く、偏りが見られることから、議会の運営上の工夫を含め、女性の議員をさらに増やすための方策について、諸外国の取組などを参考としつつ検討すべきである。

公務員については、現行制度においては地方議会において、職務専念義務が課せられ、また、公務の中立性の観点からその政治的行為が制限されているほか、公職への立候補の制限、地方公務員については地方議会の議員との兼職の禁止等の規制がされている。

公務員が地方議会の議員として活動することは、行政分野に通じた人材が議員として活動することとなり、有益な面があることから、公職への立候補制限の緩和や、地方公務員と当該地方公務員が所属する地方公共団体以外の団体の議会の議員との兼職禁止の緩和などの方策が必要ではないかとの意見がある。

この点については、公務員が政治的活動と密接不可分である議員活動を行うことについての社会的な理解が得られることが前提となることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務のあり方等にも配慮しつつ、前記のような休職制度、休職・復職制度等の導入に関する検討と併せて、引き続き検討の課題としていくべきである。

#### (3) 議員の位置付け

議員の活動は、議会における審議・討論にとどまるものではなく、政策形成のための調査研究活動や住民の意思を把握するための諸活動等、広範にわたることから、議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきであるとの意見がある。

この点については、今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態と公務との関係、議員の活動についての住民への説明責任のあり方、職責・職務の法制化に伴う法的効果等を勘案しつつ、引き続き検討することが必要である。